

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島のうち、租税特別措置法に基づく指定の要件を満たした地域において、対象の事業者が対象の設備を取得等した場合、5年間割増償却ができます。

(1) 対象業種、取得価額要件

事業者の 資本金規模	個人又は 資本金1,000万円以下		1,000万円超 5,000万円以下		5,000万円超 1億円以下		1億円超	
	半島	500万円以上の取得等	1,000万円以上取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等
製造業・旅館業	半島	500万円以上の取得等	1,000万円以上取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 1,000万円以上の 取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	離島・奄美	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等
	3地域 共通	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等	500万円以上の取得等

(2) 対象

機械・装置、建物・付属設備、構築物

(3) 償却率

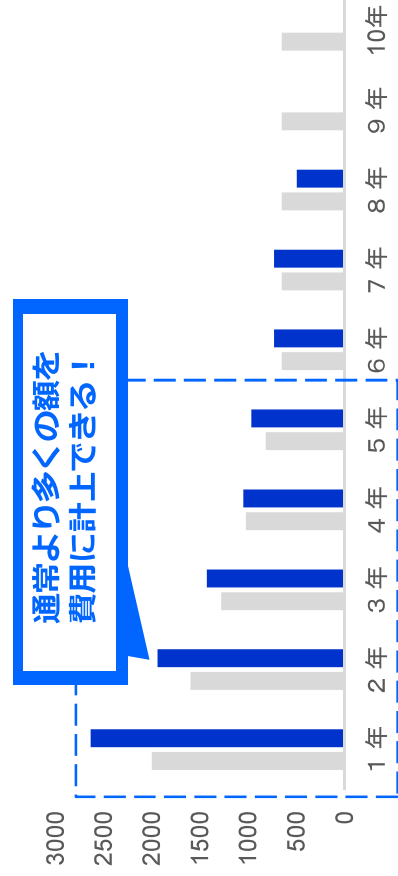
機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4) 償却期間

5年

■ 割増償却を行った場合の減価償却額と法人税額

償却前の課税所得額は5,000万円 ・ 取得価額1億円、法定耐用年数10年の機械を定率法により償却



■ 普通償却の場合の償却額 ■ 割増償却の場合の償却額

■ 普通償却の場合の税額 ■ 割増償却の場合の税額